

## 平成 22 年 第 三 回 練 馬 区 議 会 定 例 会 提 出 議 案 一 覧 表

- 決 算 . . . 7 件  
 条 例 . . . 6 件 (一部改正 5 件、廃止 1 件)  
 道 路 認 定 . . . 9 件 (認定 9 件)  
 そ の 他 . . . 6 件 (契約 2 件、指定管理者の指定 4 件)  
 追 加 予 定 議 案 . . . 補 正 予 算 4 件 (平成22年度補正予算)

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施 行 日 等
1	69	平成21年度練馬区一般会計歳入歳出決算 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
2	70	平成21年度練馬区国民健康保険事業会計歳入歳出決算 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
3	71	平成21年度練馬区介護保険会計歳入歳出決算 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
4	72	平成21年度練馬区後期高齢者医療会計歳入歳出決算 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
5	73	平成21年度練馬区老人医療会計歳入歳出決算 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
6	74	平成21年度練馬区公共駐車場会計歳入歳出決算 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
7	75	平成21年度練馬区学校給食会計歳入歳出決算 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
8	76	災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例 1 条例の題名に練馬区を冠する。 2 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、損害補償と新たに父子家庭に支給される児童扶養手当との調整に係る規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行う。	公布の日
9	77	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例 1 条例の題名に練馬区を冠する。 2 普通財産を無償または減額貸付することができる団体に公共的団体を加えるとともに、使用目的に公益事業の用に供するときを加える。	公布の日
10	78	練馬区立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例 特別養護老人ホームの民営化に伴い、条例を廃止する。	平成23年 4 月 1 日
11	79	練馬区立デイサービスセンター条例の一部を改正する条例 特別養護老人ホームに併設するデイサービスセンターの民営化に伴い、デイサービスセンター 4 か所を廃止する。	平成23年 4 月 1 日

No.	議案番号	件名	および内容説明	施行日等
12	80	練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例	自転車駐車場3か所を新設する。 氷川台駅第五自転車駐車場：練馬区氷川台四丁目51番9号 氷川台駅第六自転車駐車場：練馬区氷川台三丁目34番9号 氷川台駅第七自転車駐車場：練馬区桜台三丁目11番6号	平成23年1月1日
13	81	練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例	緑地1か所を新設する。 学園もみじ緑地：練馬区大泉学園町七丁目19番38号	公布の日
14	82 90	特別区道路線の認定について（9件） 道路法第8条第1項の規定に基づく特別区道路線の認定を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき議決を求める。		
15	91	練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強工事請負契約	〔入札期間〕 平成22年7月30日から同年8月18日まで 〔開札期日〕 平成22年8月18日 〔契約金額〕 未定 〔相手方〕 未定 〔竣工予定日〕 平成24年1月31日 〔工事場所〕 練馬区上石神井三丁目34番25号 〔工事内容〕 事務所大規模改修工事、耐震補強、外構工事 ほか	
16	92	仮称練馬区立北大泉公園第二期整備工事請負契約	〔入札期間〕 平成22年7月30日から同年8月18日まで 〔開札期日〕 平成22年8月18日 〔契約金額〕 未定 〔相手方〕 未定 〔竣工予定日〕 平成23年3月25日 〔工事場所〕 練馬区大泉町三丁目23および24番地内 〔工事規模〕 園路、芝生広場、トイレ、フェンス、公園灯 ほか	
17	93	指定管理者の指定について（練馬区立光が丘福祉園）	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
18	94	指定管理者の指定について（練馬区立大泉福祉作業所）	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
19	95	指定管理者の指定について（練馬区立北町福祉作業所）	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施 行 日 等
20	9 6	<p>指定管理者の指定について（練馬区立大泉つつじ荘）</p> <hr/> <p>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。  〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p>	